

【指名打者ルールについて】

指名打者の取り扱いについて（公認野球規則5.11(a)）

1. 指名打者ルールは、次のとおりである。
 - (1) チームは、投手に代わって打つ打者（指名打者）を指名することができる。
 - (2) チームは必ずしも指名打者を指名しなくてもよいが、試合前に指名しなかったときは、その試合で指名打者を使うことができない。
 - (3) 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者は、相手チームの先発投手に対して少なくとも1度は、打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
 - (4) 指名打者に代えて代打者を使ってもよい。その代打者は以後指名打者となる。退いた指名打者は、再び試合に出場できない。
 - (5) 指名打者に代えて代走者を使ってもよい。その代打者以後指名打者となる。指名打者が代走者となることはできない。ただし、臨時代走者になることはできる。
 - (6) 指名打者は、打順表の中でその番が固定されており、多様な交代によって打順を変えることはできない。
 - (7) チームは、指名打者に投手を指名することができる。
 - (8) 先発投手、指名打者として二刀流（両方）で試合に出場する場合は、別々の選手として扱う。
 - (9) 監督は、打順表に10名の選手名を記載する。1つは先発投手として。もう一つは指名打者として。
 - (10) 二刀流選手は先発投手として交代しても、引き続き指名打者として出場できる。
 - (11) 二刀流選手は指名打者として交代しても、引き続き投手として出場できる。
 - (12) 二刀流選手が両方同時に交代する場合には、他の二刀流選手との交代は認められない。二刀流選手の出場は、試合開始前だけに限られる。
2. 指名打者の役割が消滅する場合は、次の通りである。
 - (1) 指名打者が守備についた場合。この場合、投手は退いた守備者の打順を引き継ぐ。
 - (2) 投手が他の守備位置についた場合。
 - (3) 代打者または代走者が試合に出て、そのまま投手となった場合。
 - (4) 投手が指名打者の代打者または代走者になった場合。
 - (5) 他の守備位置についていたプレーヤーが投手になった場合。
 - (6) 登板中または新しく出場する投手を打順表に入れた場合。
 - (7) 二刀流選手が指名打者から投手以外の他の守備位置についた場合。それ以降指名打者の役割は消滅する。